

令和8年度八潮市協働のまちづくり推進事業助成金 助成事業募集要項（追加募集）

助成金の目的

「八潮市自治基本条例」では、まちづくりに貢献する活動を行う団体を「自治の担い手」の一つとして位置付け、市民の皆様と市との協働によるまちづくりを進めています。

この助成金は、八潮市が抱えるまちづくりの課題解決に向けて、市民活動団体が自主的・主体的に行う事業に対して助成を行うことにより、団体が有する様々なノウハウの活用を図るものです。

対象となる団体

特定非営利活動法人（NPO）、ボランティア団体その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とします。

- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団や暴力団員、暴力団関係者と関係する団体でないこと。

対象となる事業

次のいずれかに該当する公益性のある事業（定期的又は恒常的に行われているものを除く）とします。

- (1) 健康及び福祉の増進に関する事業
- (2) 子どもの健全育成に関する事業
- (3) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (4) 景観美化、環境保全に関する事業
- (5) 観光及び産業の振興に関する事業
- (6) 芸術、文化、スポーツ及び生涯学習の振興に関する事業
- (7) その他本市のまちづくりに関する事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は、対象外となります。また、市との共催事業(予定を含む)については助成事業の対象外です。

- (1) 営利目的又は報償を受けて行うもの
- (2) 本市若しくはその他の団体等から当該事業に対して、別に補助金等の財政的支援又は委託を受けて行うもの
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的として行うもの
- (4) 公序良俗に反するおそれがあると認められるもの

定期的：継続的・計画的に実施される活動をいいます。

第〇回〇〇〇まつりなどの地域のお祭りや季節ごとのイベント（新年会、納涼会等）、定期演奏会、会議、学習会、初版でない刊行物などの発行等が該当します。

恒常的：変化がなく、いつも一定の状態が続いていく事業をいいます。

公演、研修会、防犯パトロール、環境美化活動、日常的な練習・稽古等が該当します。

助成対象経費

区 分	補助対象経費の種類
1 報償費	講師等への謝礼や、調査・研究に係る報償費等（助成金交付申請団体の構成員に対して支払うものを除く。）
2 旅費	事業に係る交通費、通行料等
3 需用費	消耗品・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費等
4 役務費	切手等の通信運搬費、保険料等
5 使用料及び賃借料	会場使用料等、物品等のレンタル料
6 その他の経費	その他、市長が認める経費

※次の経費は、助成の対象となりません。

- ・ 備品購入費
- ・ 団体の経常的な運営に係る経費
- ・ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- ・ 他の団体等へ行う迂回助成的な費用
- ・ 助成事業に直接関係のない経費、社会通念上適切でない経費 など

※QRコード決済やクレジット決済などのポイント付与を行う支払いは対象となりません。

助成額

団体の発足後経過年数 (令和8年4月1日現在)	助成額	助成金交付翌年度の 申請
1 発足後3年以上の団体	対象経費の3分の2 (限度額10万円)	不可
2 発足後3年未満の団体	対象経費 (限度額5万円)	可

※千円未満の端数は切り捨て

交付申請から実績報告までの流れ

交付申請

申請書類を市民協働推進課窓口へ持参してください。

【申請締切】令和8年8月7日(金)

※受付は土日祝日を除く8時30分から17時15分までとなります。

事業説明会

令和8年度第2回市民活動推進委員会（9月2日開催予定）にて、10分程度の事業説明を行っていただきます。

交付・不交付の決定

交付・不交付の決定について、9月下旬～10月上旬に文書で通知します。

事業の実施

提出した交付申請書・収支予算書に従って事業を実施してください。

※当該年度の3月31日までに完了するよう計画的に実施してください。

必要に応じて、次の書類を提出してください。

◆助成金の概算払いを希望する場合

交付（概算払）請求書（様式第11号）

◆事業内容の変更※1又は経費の配分変更※2がある場合

変更申請書（様式第6号）

※1…軽微な変更を除く

※2…助成金対象経費総額の20パーセント以下の変更を除く

事業の完了 実績報告

実績報告書類を市民協働推進課窓口へ提出してください。
【提出期限】事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで

交付額の確定

交付額の確定は、文書で通知します。

実績報告会

令和9年度第1回市民活動推進委員会（令和9年5月開催予定）にて、10分程度の事業報告を行っていただきます。

申請方法

- 1 申請締切 令和8年8月7日(金)
※受付は土日祝日を除く8時30分から17時15分までとなります。
- 2 申請書類
 - (1)八潮市協働のまちづくり推進事業助成金交付申請書（様式第1号）
 - (2)八潮市協働のまちづくり推進事業助成金収支予算書（様式第2号）
 - (3)団体概要書（様式第3号）
 - (4)団体の定款、規約、会則等の写し※様式第1～3号は、市民協働推進課窓口で配布するほか、八潮市ホームページからもダウンロードできます。
- 3 提出先 市民協働推進課窓口(市役所2階)に持参してください。

事業説明会

令和8年度第2回市民活動推進委員会（9月2日開催予定）で簡単な事業の説明（10分程度）を行っていただきます。説明の内容は以下のとおりです。

- (1) 団体紹介や活動履歴
- (2) 事業の目的・期待する効果
- (3) 事業の内容と予算

申請時の注意事項

- ・申請は、原則1団体当たり1会計年度につき1事業とします。
- ・助成金の申請件数により、助成金額が他の申請者にも影響する場合があります。
なるべく多くの事業に対して支援できるように、事業内容及び収支予算の積算について十分に検討して申請してください。
- ・事業を中止する場合は、速やかに市民協働推進課へご連絡ください。

問い合わせ・相談先

八潮市役所 市民協働推進課 生涯学習推進担当・自治振興担当
〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1
電 話： 048-996-2111(内線 328)
ファクス： 048-999-8105
電子メール： shiminkyodo@city.yashio.lg.jp



©八潮市

気軽にご相談ください！

市民協働推進課のほか、市民活動支援コーナー(やしお生涯
楽習館2階)でも、助成金についての相談を受け付けています。
電 話： 048-994-1000

交付申請時 チェック表

項 目	チェック内容
申請できる団体	☐ 特定非営利活動法人（NPO）、ボランティア団体その他の自主的に社会貢献活動を行う団体である ☐ 市内に事務所又は活動場所がある ☐ 5人以上の団体で、構成員の2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学している ☐ 団体の運営に関する規約、会則等を定めている ☐ 適切な会計処理を行っている ☐ 宗教・政治・選挙活動を目的する団体ではない ☐ 暴力団や暴力団員、暴力団関係者と関係する団体ではない ☐ 昨年度、当該助成金の交付を受けていないこと（発足3年以上の団体のみ）
申請できる事業	☐ 団体が自主的・主体的に行うもの ☐ 次のいずれかの事業に該当する公益性のあるもの 健康及び福祉の増進に関する事業 子どもの健全育成に関する事業 安全安心な地域づくりに関する事業 環境美化・環境保全に関する事業 観光産業及び産業の振興に関する事業 芸術、文化、スポーツ、生涯学習の振興 その他、本市のまちづくりに関する事業 ☐ <u>定期的・恒常的に行われていないもの</u> ☐ 事業期間が当該年度内で完了するもの
申請書類	☐ 交付申請書（様式第1号） ☐ 収支予算書（様式第2号） ☐ 団体概要書（様式第3号） ☐ 団体の定款、規約、会則等（写し）
申請できない事業	・営利目的又は報償を受けて行うもの ・本市もしくはその他の団体から、申請する事業に対して、別に補助金等の財政的支援又は委託を受けて行うもの ・特定の政治・宗教又は選挙活動を目的として行うもの ・公序良俗に反するおそれがあると認められるもの ・市との共催（予定）事業